

新型コロナウイルス感染症に関する災害死亡保険金等のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様、感染拡大により影響を受けられた皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、罹患された皆様の一日も早いご快復を心からお祈り申し上げます。

アフラック生命保険株式会社（代表取締役社長：古出 眞敏）は、新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、生命保険会社としての社会的責任を着実に果たすとともに、ブランドプロミスとして掲げる『生きる』を創る』を実践しております。

当社は、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症により死亡・所定の高度障害状態になられた場合、災害死亡割増特約等の災害死亡保険金・災害高度障害保険金をお支払いする対応を実施いたします。

新型コロナウイルス感染症は、すでに災害保障の対象としている他の感染症と同じく、急激かつ偶発的な外来の事故を保障する災害保障の要件を備えていることを踏まえて、当社では、「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因としてお亡くなりになられた場合などにも、災害死亡保険金・災害高度障害保険金をお支払いすることにしました。

記

(1) 対象商品

- ・災害死亡保険金・災害高度障害保険金をお支払いする商品（別表参照）
- ・現在ご加入いただいているご契約にも適用します。また、同感染症を原因としてこれまでもお亡くなりになられている場合でも、お支払い対象といたします。

(2) ご請求手続き

- ・ご提出いただく死亡保険金等の請求に必要な書類（請求書、死亡診断書等）に記載された病名等で災害死亡保険金・災害高度障害保険金のお支払いを判断いたします。

【別表】

商品名称	対象となる保険金
傷害保険	災害死亡保険金
終身保険〔無選択型〕	災害死亡保険金
災害死亡割増特約	災害死亡保険金、災害高度障害保険金
災害死亡割増特約〔がん保険〕	災害死亡保険金、災害高度障害保険金
傷害特約	災害死亡保険金
傷害特約〔がん保険〕	災害死亡保険金

以上

【お問い合わせ先：アフラック 保険金コンタクトセンター】

0120-555-877

（携帯電話からでも通話可能です）

受付時間：（月～金）9：00～17：00

（祝日・年末年始を除く）